

【館林ガスからのお知らせ】

ご契約中のお客さまへ

平成 29 年 3 月 31 日時点で一般ガス供給約款及び選択約款にご加入いただいているお客さまにつきましては、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、平成 29 年 4 月以降、ご契約内容を一部変更させていただきます。

対象契約種別

一般ガス供給約款契約、空調夏期契約、小型空調契約、家庭用ガス温水床暖房契約、デマンド契約

変更のポイント

- ① 他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定しました。
- ② ガス工事を申し込む方は、当社（導管部門）が別途定める契約条件に基づき、当社（導管部門）に申し込みをしていただきます。
- ③ 原料価格の変動を料金に適切に反映させるため、「単位料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規定（一般ガス供給約款 23（2）②ただし書）を削除します。
- ④ 当社は、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます。（期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします）
- ⑤ 各種約款の変更（契約期間の延伸を含みます）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。
- ⑥ その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更しています。
※変更後の供給条件（約款）は当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください。
（書面をご希望のお客さまは、当社へご連絡ください。）

※**上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。**

変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに、当社へご連絡ください（解約の手続きを取らせていただきます）。

都市ガス小売の全面自由化について

● 都市ガス小売全面自由化および供給地点特定番号のご説明

- ・ ガス事業法が改正され、平成 29 年 4 月から都市ガス小売の全面自由化が実施されることとなり、都市ガスをお使いの全てのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選択することができる制度となります。
- ・ これまで当社は、一部の大口契約を除き、経済産業大臣の認可を得て（もしくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります※。
※お客さまが確実にガス供給を受けられることを目的として最終保障供給の制度も併せて措置されています（改正ガス事業法第 51 条）。
最終保障供給をご希望のお客さまは、当社へご連絡ください。
- ・ 今後、料金を含む契約条件を変更する場合には、事前に説明を書面の交付等により行います。
- ・ 都市ガス小売全面自由化に伴い、お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」が設定されます。
- ・ 「供給地点特定番号」は、今月度の「ガスご使用量のお知らせ（検針票）」でお知らせいたします。今月度の「ガスご使用量のお知らせ（検針票）」は、保管しておいてください。
- ・ 当社は、都市ガス小売の全面自由化を大きなチャンスと捉え、お客さまにお喜びいただける新料金プランや新サービスを順次拡大していくべく精一杯努力してまいります。
- ・ 今後とも、館林ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

（注）なお、**平成 29 年 4 月以降も引き続き、館林ガスとご契約いただける場合は、お手続きは不要**です。

(ご参考) ご契約内容の概要について

■ 料金単価表

料金種別の名称		主な需要対象	改定料金(税込み)従量料金は		
			定 額 基本料金 (円/月)	流 量 基本料金 (円m ³ /h・月)	基準単位料金 (円/m ³)
一般ガス供給約款 契約	料金表 A	使用量 0 m ³ から 2 0 m ³ まで	772.20		155.73
	料金表 B	使用量 2 0 m ³ をこえ 8 1 m ³ まで	901.80		149.25
	料金表 C	使用量 8 1 m ³ をこえ 2 0 4 m ³ まで	1,298.16		144.36
	料金表 D	使用量 2 0 4 m ³ をこえ 5 1 1 m ³ まで	2,269.08		139.60
	料金表 E	使用量 5 1 1 m ³ をこえるもの	5,088.96		134.08
空調夏期契約	一種	空調用 (冷房) 需要を対象 (夏期限定契約)	45,900.00	490.32	81.42
	二種		7,668.00	490.32	94.48
小型空調契約	一種	小型空調用需要を対象	2,808.00	(その他期)	114.33
				(冬 期)	123.84
	二種		1,036.80	(その他期)	125.42
				(冬 期)	134.92
家庭用ガス温水 床暖房契約	その他期	家庭用温水床暖房需要を対象	1,296.00	(その他期)	121.41
	冬期		2,160.00	(冬 期)	
デマンド契約	一種	中規模業務用途で使用する需要を対象	22,356.00	280.80	84.73
	二種		11,880.00	280.80	92.40

- 上記の料金は早収料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）の翌日から 25 日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3%割増）となります。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金の平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ガス料金は、口座振替または払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を超過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。

■ 契約変更時の取扱いについて

当社は、契約期間中であっても、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます（変更のポイントを参照ください）。

■ ガスの購入先を変更することに伴う解約の手続きについて

お客さまがガスの購入先を当社から他のガス小売事業者に切り替える場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただきます（当社への解約のお申し出は不要です）。

※引越し等の理由によりガスの使用を終了する場合には、従来どおり当社にご連絡いただきます。

(注) なお、平成 2 9 年 4 月以降も引き続き、

館林ガスとご契約いただける場合は、お手続きは不要です。

館 林 ガ ス 株 式 会 社

住所 館林市新宿 1 - 2 - 1

【窓口】

館林ガス TEL : 0276-72-4434

受付時間 午前 8 : 30 から午後 5 : 30 まで